**愛媛大学学術支援センター研究機器等利用誓約書**

－誓約事項－

１．基本方針

　愛媛大学学術支援センター（以下「当センター」という）の研究機器等を安全に利用するために、利用者は、当センター規程等及び所定の手続きを遵守しなければならない。また当センター教職員が行う安全及び管理のための指示に従わなければならない。

２．傷害保険等

　利用者は、不慮の事故に備えて、傷害保険等（労働者災害補償保険法に基づくものを含む。）に加入しなければならない。愛媛大学において加入している保険には利用者は対象に含まれていないため、利用者は事前に必ず利用者の属する職場において、事故発生時の傷害保険等について確認しなければならない。

３．物品、薬品等の持ち込み等

　利用者は、当センターの研究機器等の利用にあたり、物品や薬品等を持ち込む場合は、事前に当センター教職員に申し出なければならない。また持ち込んだ物品、薬品等は全て利用者が管理し、責任を持って持ち帰らなければならない。

４．研究機器等の使用

利用者は、当センターの研究機器等並びに物品の使用にあたっては、当センターが行う教育・訓練を受けた上で，当センター教職員の指示に従わなくてはならない。また利用者は，利用の承認を受けた目的以外の設備の利用や，承認を受けていない第三者に設備を利用させてはならない。

５．利用の開始

　利用者は、当センターの研究機器等の整備状況等について、所定の確認を行い、異常がある場合は、当センター教職員に連絡しなければならない。

６．利用の終了

　利用者は、当センターの研究機器等の利用終了時には，従前の状態に戻した上で，当センター教職員に連絡し、所定の点検を受けなければならない。なお、原状回復にかかる指示がある場合は、その指示に従い、所要の措置を講じなければならない。

７．事故等

　事故及び災害の際は、利用者が責任をもって対処するとともに、速やかに当センター教職員へ連絡しなければならない。

８．利用の中止

　この誓約書に規定する事項を守らなかった場合及び所定の手続きに虚偽の記載があることが判明した場合若しくは当センターの運営に支障を来すと判断した場合は使用の中止等の指示に従わなくてはならない。

９．賠償責任

　利用者の故意又は重大な過失によって当センター研究機器等又はそれに附属する施設、設備並びに物品に損害を及ぼしたときは、利用者は損害の全部又は一部を賠償しなければならない。

　以上

 －－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

　　年　　月　　日

　愛媛大学学術支援センターの研究機器等の利用を実施するにあたっては、上記事項を

確認し、誠実に履行することを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
|  　利用責任者氏名 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
|  　所属機関名 |  |  所属・役職 |  |
|  　所在地 〒　　　－ |
|  連絡できる電話番号　（　　　　　） － |

|  |  |
| --- | --- |
|  　組織の長 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
|  　所属機関名 |  |  所属・役職 |  |